

成果指標				
成果指標	成年後見制度申立とその後の利用件数			
指標設定の考え方	障がい者権利擁護の推進の尺度となる。			
区分年度	26年度	27年度	28年度	目標28年度
目標	3	3	3	3
実績	0	1	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	4	
		受益者負担の適正	4	
課題認識	27年度は1人の利用者がいたが、まだまだ制度自体を知られていない。広報、ホームページ、来庁時の面談など様々な手段で啓発する必要がある。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	4	
		受益者負担の適正	4	
課題認識	家族関係の希薄化や身寄りのない障がい者(精神・知的)が自宅で社会生活を送るためには、契約行為や金銭管理を公的機関に代行してもらうことが、判断能力がないまま行った借金等の消費者トラブルを回避し、最低限生活保障が保たれている。今後、障がい者の親の高齢化が進み、認知症となるケースも想定される中、本制度は、障がい者の権利擁護を推進するため継続していく事業である。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断する。
意見、課題	

行政評価委員会の答申

外部評価
(行政評価委員会)

経営者会議の最終判断

事業の方向性

現状のまま継続する。

意見、課題